

倫理規程とは

人の行動を規制するものとしては公的な法令・例規や、それぞれの世界（業界、会社、役所など）での各種の規則があるわけですが、それを守ってさえいれば何でもOKかというと、そういうわけにはいきません。形式的に違法・違反でなくとも、行動の内容によっては、何かを疑われる結果となったり、社会から批判されたり、信用を失ったりすることがあります。それを未然に防ぐため、行動に気をつける点をあらためて広い観点から規定したものが倫理規定です。

具体的には、たとえば公務員なら「利害関係者とは会食しない」、放送業界なら「暴力を肯定する表現は避ける」など、それぞれの職業的立場での社会的責任を考えて、やつてはいけないことややるべきことについての規定を作ります。

ガイドラインとは

和英辞書的にはこのようになってました。

- [1] <ほら穴などの> 誘導ロープ.
- [2] <しばしば～s> (政府などが決める) 指導目標, ガイドライン.

広い意味では規範の1つですが
法律や規則のような強制力はありません。
各方面で何か新しいものが始まるときに、
特に手法が重要である場合に策定されます。
ガイドラインに基づかないものには、一定の要求を満たしていると認められないこともあり、
事実上強い指導性を発揮します。

足立区剣道連盟倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、足立区剣道連盟（以下「連盟」という。）における倫理に関する基本的な事項を定め、連盟に対する社会的な信頼性を維持・向上させることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、連盟に会員登録をしているすべての人および連盟にかかわる人に適用する。

(基本的責務)

第3条 連盟に会員登録をしているすべての人および連盟にかかわる人は、連盟会則第5条に規定する「目的」を達成するため、連盟の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(遵守事項)

第4条 連盟に会員登録をしているすべての人および連盟にかかわる人は、暴力、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2. 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、連盟に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(この規程に違反した場合の対処等)

第6条 この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、連盟の代表者は、直ちに調査を開始し、調査の結果、この規定に違反する行為があったと認められる場合においては、連盟の代表者は、倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置をとるものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

足立区剣道連盟倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、足立区剣道連盟(以下「連盟」という。)が、足立区におけるスポーツの組織としてその自覚と責任をもち、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通じて、その社会的使命を果たしていくために、倫理規程に基づいて設置する倫理委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 約紀肅正の推進に関すること。
- (2) 関係規定の順守の確認並びに「連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の周知徹底及びガイドラインに基づく改善勧告等の検討に関すること。
- (3) 連盟倫理規定に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合に、会長の求めに応じ、意見を述べること。
- (4) 理事会の求めに応じ、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。

(委員)

第3条 委員会に次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、会長とする。

2. 委員は、役員から推挙し、理事会に諮った上で委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、連盟理事の任期と同じく終了する。

ただし再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
3. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
4. この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附則 1. この規程は平成25年4月1日から施行する。

足立区剣道連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン

平成25年4月1日制定

このガイドラインは、足立区剣道連盟（以下「連盟」という。）に登録しているすべての会員および連盟にかかわる人が、暴力行為、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の倫理に反する行為を行うことや、それらの行為により被害を受けることの防止を目的とするものである。

（ガイドラインの目指すもの）

1. 剣道を愛する者として、自ら品位を保持し、お互いに人格を尊重し合わなければならぬ。各人がこのことを十分理解することが、暴力行為、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント等の倫理に反する行為を防止する上で、もっとも重要なことである。
2. このガイドラインは、剣道に関する指導等を制限することを意図するものではない。むしろ、このガイドラインの理念と内容が正しく理解されることにより、より効果的な指導がなされ、また多くの人々から剣道がよりいっそう愛されるものとなることを目指すものである。

（暴力行為をなくすために）

1. このガイドラインにおいて、暴力行為とは、直接的暴力・暴言・脅迫・威圧・侮辱等により、相手を精神的、身体的に傷つけることをいう。
 2. 暴力行為をなくすために、指導者が会員か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - (1) 暴力行為には、肉体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧・侮辱等により相手を精神的に傷つけること（人格を否定するような言動や、存在を無視するような態度）も含まれること。
 - (2) 相手が自分の意に沿わない言動をとったときに、暴力行為に頼っても何等問題を解決できないこと。
 - (3) 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりの言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を傷つけてしまう場合があること。
 - (4) 暴力行為を受けた者は、指導者・先輩・同僚等との人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。
- 特に、指導者と会員等との間では明確な意思表示がされにくい構造があることは、セクハラの場合と同様である。

（セクハラをなくすために）

1. このガイドラインにおいて、セクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動により、剣道に携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させること。

2. 自らがセクハラを行うことがないよう、指導者か会員か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
- (1) セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じているか否かが基準となるものであること。
 - (2) 「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手との良好な人間関係や信頼関係ができているから大丈夫」といった勝手な思いこみをしてはならないこと。
 - (3) 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりの言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - (4) 指導や体調管理等の目的で相手の身体に触れるときは、本人の了解を得るとともに、できる限り、着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えぬよう特に配慮すること。
 - (5) セクハラを受けた者は、指導者・先輩・同僚等との人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。
特に、指導者と会員等との間では拒否の意思表示をすれば指導を受けられないではないかといった思いから、明確な意思表示がされにくい構造があること。
 - (6) 相手が拒否し、また嫌がっていることが分かって場合には、同じ言動を繰り返してはならないこと。

(社会の範となるために)

1. 連盟及び加盟するすべての団体が、その活動において暴力行為を絶対しないことを宣言し、連盟及びその団体の運営や経理処理は公明正大で、健全な活動を実践するものとする。
2. 暴力行為、セクハラの防止に努めるほか、常に以下の事項を意識し、剣道が青少年の健全育成のためあり続け、剣道に携わる者が、社会の範として信頼続けられるよう、努めるものとする。
 - (1) 常に品位を保持し、公共の場における態度・言動・服装に注意を払うこと。
 - (2) 「フェアプレーの精神」を重んじ、競技は勿論のこと、不正行為は絶対に行わないこと。
 - (3) 人的差別をすることなく、平等の精神を持ち、他者の人格を尊重すること。
 - (4) 法律や条令等の法規範を遵守し、違法行為をしないこと。

以上